

過疎対策・買い物サービス確保について

総務省 地域力創造グループ 過疎対策室

過疎対策について

1 過疎対策の経緯

- 「**過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法**」（議員立法）に基づき、過疎対策を実施。
- 現行法は、令和3年3月成立、同年4月1日施行。**（令和12年度までの時限立法）**
- 昭和45年以来、議員立法により五次にわたり制定。（全て全会一致により成立）

2 過疎地域の要件

- 市町村ごとに「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。
- 
- 現在の過疎関係市町村は**885団体**
（全市町村の51.5%）

3 主な支援策

（1）過疎法に基づく施策

- ① **過疎対策事業債**（令和7年度計画額 5,900億円（充当率100%、元利償還の70%を交付税措置））
- ② **国庫補助金の補助率かさ上げ**（統合に伴う公立小中学校校舎の整備等）
- ③ **税制特例**（所得税・法人税にかかる減価償却の特例）

※適用期限：令和9年3月31日まで（3年ごとに延長要望）

（2）その他の施策

過疎地域持続的発展支援交付金（令和7年度当初予算 8.0億円）

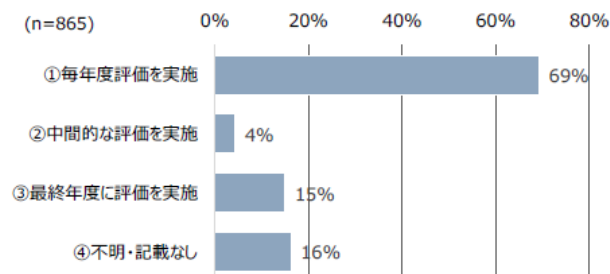
過疎市町村計画の策定状況等に関する調査研究事業（R4.3）抜粋

■ 目標の達成状況に関する評価手続※

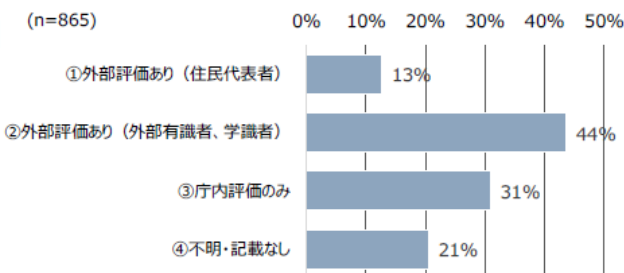
- 評価を行う時期については、「毎年度評価を実施」の割合が最も高く、約 7 割となっており、「最終年度に評価を実施」が約 2 割で次いでいる。
- 外部評価の有無については、「外部評価あり（外部有識者、学識者）」が約 4 割、「庁内評価のみ」が約 3 割である。
- 住民代表者による評価を行う例としては、市民会議等への報告、評価組織への住民代表者の参加等がみられた。

※自由記述回答で趣旨の類似・共通する回答をまとめたうえで集計

【評価を行う時期】



【外部評価の有無】

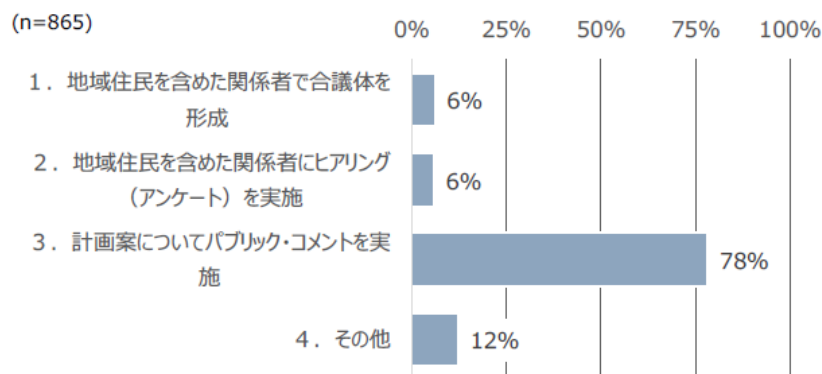


■ 産業振興促進事項

- 殆どの団体では、製造業・情報サービス業等・農林水産物等販売業・旅館業の 4 業種すべてについて市町村計画上で位置付けている。

■ 計画策定時における住民意見の反映方法

- 計画への地域住民等の意見の反映方法については「計画案についてパブリック・コメントを実施」が78%と最も高い。
- 「その他」としては説明会・ワークショップの開催、住民アンケート調査の実施、住民代表からなる懇談会などでの議論などがみられた。



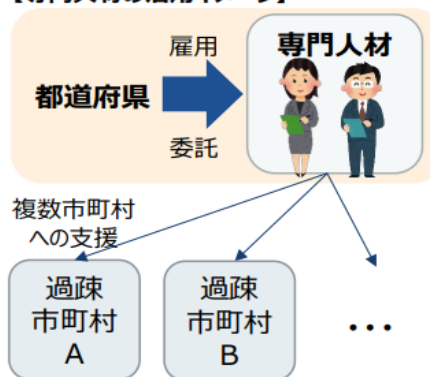
都道府県過疎地域等政策支援員について

【制度概要】

- 過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する経費について特別交付税措置を講じる。

対象団体	都道府県
対象経費	都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費（報償費、旅費、委託費等）
要件	①過疎地域その他の条件不利地域（過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄）を有する複数の市町村への支援が対象 ②市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること ③都道府県の過疎計画に記載があること 等
財政措置	・対象経費の上限額 年間590万円／人 ・措置率0.5 ・財政力補正あり

【専門人材の活用イメージ】



業務の例

- 産業振興（農林水産業）
…販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保 等
- 産業振興（商工業、その他）
…サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、特定地域づくり事業協同組合支援 等
- 産業振興（観光）
…観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策 等
- 地域における情報化
…情報通信技術の利活用 等
- 地域公共交通の確保
…地域公共交通網の維持・再編、新技術活用 等
- 生活環境の整備
…水道事業経営 等
- 高齢者等の保健・福祉
…地域包括ケアシステム、子育て支援 等
- 医療の確保
…医療政策支援 等
- 教育の振興
…ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育 等
- 集落の整備
…集落対策、空家対策 等
- 地域文化の振興
…文化財保護 等
- 再生可能エネルギーの利用推進
…再生可能エネルギーの導入支援 等

○活用状況（令和6年度）

- 設置団体数・人数：9県、27人
- 実施事業数：12事業（特定地域づくり協同組合設立等支援 4件、地域運営組織等支援 2件、地域拠点施設整備・地域づくり担い手育成・革新的技術活用・地域交通政策・地域活性化施策活用支援・関係人口創出支援 各1件）
- 雇用形態：会計年度任用職員 1県、委託 8県

ネットワーク・コミュニティ推進体制整備事業（専門家派遣）

ネットワーク・コミュニティ推進上の課題

- 組織設立の進め方や既存組織における効果的な組織運営等のノウハウを地域コミュニティ組織は持っていない
- 地域コミュニティ組織を支援する団体は存在するものの県全域をカバーできる体制ではない

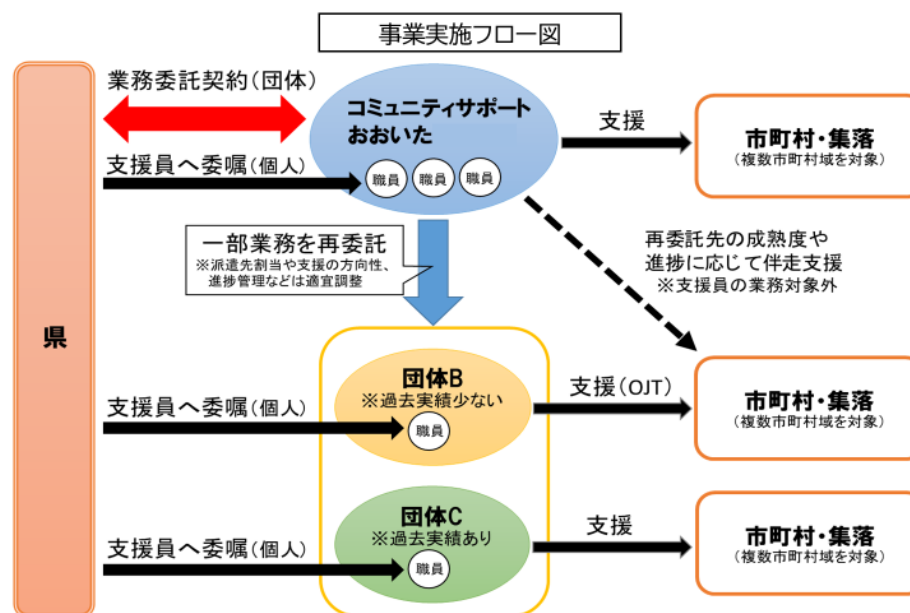
県の委託事業により、推進体制を強化

大分県の過疎地域等政策支援員について

- R3年度に国から過疎地域等政策支援員の要綱策定の通知があり、R4年度から「大分県ネットワーク・コミュニティ推進員（大分県過疎地域等政策支援員）」を設置
- R6年度は3団体・5名を委嘱

事業の概要

- 市町村・集落への専門家支援 【R6：概ね90回】
 - ・市町村の要望に応じ、職員研修、庁内連携・指針策定等を支援
 - ・市町村職員と一緒に集落に出向き、地域の会合におけるファシリテーションなど、伴走支援を実施
- 中間支援組織の育成 【R6：概ね40回】
 - ・新たな中間支援組織のスキルアップのため、委託先（（一社）コミュニティサポートおおいた）がOJT支援【R6支援先】
（株）地域科学研究所、（特非）おおいたNPOデザインセンター



過疎地域における事業用設備に係る割増償却

1. 内容

過疎地域内で個人又は法人が設備を取得等して事業の用に供した場合に5年間の**割増償却が可能**（所得税、法人税）

→ 課税の繰り延べ効果が発生し、設備投資直後の企業の資金繰りを支援

事業者の規模 (資本金)		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 (取得、製作、建設、改修)	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設	
対象業種・ 取得価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
対象設備・償却率		機械等：普通償却限度額の32% 建物等：普通償却限度額の48%		
減価償却の方法		割増償却（最大5年間適用）		

2. 適用期限

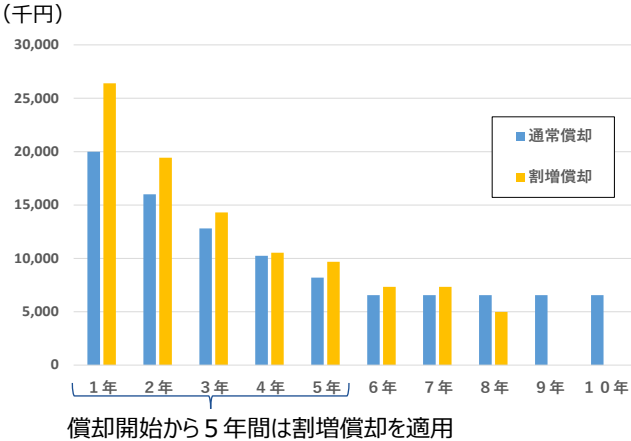
令和9年3月31日まで（令和6年度から3年間）

3. 適用要件

過疎市町村計画に「産業振興促進事項」区域、対象業種等を記載

【割増償却のイメージ】

取得価額1億円の機械を購入し、減価償却資産の耐用年数を10年、定率法による償却とした場合。



過疎地域における地方税の減収補てん措置

1. 内容

過疎地域において事業用設備を取得等した場合等の地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）を課税免除等した場合について、減収補填措置が講じられている。

● 製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等

- 過疎地域内で個人又は法人が事業用設備を取得等した場合

事業者の規模 (資本金)		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 (取得、製作、建設、改修)	機械・装置、建物・附属設備、 構築物の新増設	
対象業種 ・ 取得価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・情報サービス業等	500万円以上		

➤ 条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るもの
不動産取得税	当該設備に係る家屋、当該家屋の敷地である土地
固定資産税	当該設備に係る家屋、機械・装置、構築物、当該家屋の敷地である土地

**都道府県又は市町村の減収分の75%を
普通交付税で補てん**

（最初に課税免除等を行った年度から3年間※1）

※1：不動産取得税は当該年度分。

● 畜産業・水産業※2 ※2：過疎地域内で個人が行う畜産業及び水産業に限る。

- 個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超～1/2以下の場合

➤ 条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	各年の所得金額
-----	---------

都道府県の減収分の75%を普通交付税で補てん
（最初に課税免除等を行った年度から5年間）

2. 適用期限

令和9年3月31日まで（令和6年度から3年間）

3. 適用要件

過疎市町村計画に「産業振興促進事項」区域、対象業種等を記載



過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う。

集落支援員の活動イメージ

必須業務

■ 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

■ 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



□ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進、
- ③ 特産品を生かした地域おこし、
- ④ 高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤ 伝統文化継承、
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

特別交付税措置

集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

- 対象経費
- ① 集落支援員の設置
 - ② 集落点検の実施
 - ③ 集落における話し合いの実施
 - ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

に要する経費

措置額 集落支援員 1 人あたりの上限額

専任※ 500万円 ※兼任であって、集落支援員としての活動に従事する

兼任 40万円 時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む。

※ 国勢調査における人口集中地区は措置の対象外

配置状況(R6年度)

専任 2,645人

兼任 3,022人
(自治会長などの兼務)

専任の「集落支援員」の属性

- 約 5 割が50代以下
- 約 5 割が元会社員・元公務員・元教員
- 約 9 割がそれまで暮らしていた自治体で活動

都道府県別の専任集落支援員設置団体数（令和6年）

- 過疎市町村設置率（都道府県内の、一部過疎を含む全過疎関係市町村のうち集落支援員を設置している市町村の割合）で並び替え

	都道府県名	市町村数		過疎市町村率	設置団体数		過疎市町村 設置率 (b/a)
			うち過疎市町村 (a)			うち過疎市町村 (b)	
1	鳥取県	19	15	78.9%	16	14	93.3%
2	高知県	34	29	85.3%	30	25	86.2%
3	新潟県	30	19	63.3%	18	15	78.9%
4	島根県	19	19	100.0%	15	15	78.9%
5	三重県	29	10	34.5%	12	7	70.0%
6	兵庫県	41	16	39.0%	14	11	68.8%
7	奈良県	39	19	48.7%	13	13	68.4%
8	大分県	18	15	83.3%	11	10	66.7%
9	山口県	19	10	52.6%	10	6	60.0%
10	長野県	77	40	51.9%	43	23	57.5%
11	広島県	23	14	60.9%	9	8	57.1%
12	山形県	35	22	62.9%	15	12	54.5%
13	岐阜県	42	17	40.5%	10	9	52.9%
14	岡山県	27	19	70.4%	13	10	52.6%
15	宮崎県	26	16	61.5%	9	8	50.0%
16	鹿児島県	43	42	97.7%	22	21	50.0%
17	徳島県	24	13	54.2%	6	6	46.2%
18	和歌山県	30	23	76.7%	11	10	43.5%
19	埼玉県	63	7	11.1%	5	3	42.9%
20	京都府	26	12	46.2%	6	5	41.7%
21	千葉県	54	13	24.1%	6	5	38.5%
22	宮城県	35	16	45.7%	8	6	37.5%
23	佐賀県	20	11	55.0%	7	4	36.4%
24	山梨県	27	14	51.9%	5	5	35.7%

	都道府県名	市町村数		過疎市町村率	設置団体数		過疎市町村 設置率 (b/a)
			うち過疎市町村 (a)			うち過疎市町村 (b)	
25	長崎県	21	15	71%	5	5	33.3%
26	福島県	59	34	58%	14	11	32.4%
27	熊本県	45	32	71%	10	10	31.3%
28	秋田県	25	23	92%	7	7	30.4%
29	香川県	17	10	59%	3	3	30.0%
30	岩手県	33	25	76%	10	7	28.0%
31	福岡県	60	23	38%	9	6	26.1%
32	富山県	15	4	27%	2	1	25.0%
33	福井県	17	8	47%	4	2	25.0%
34	愛知県	54	4	7%	1	1	25.0%
35	滋賀県	19	4	21%	3	1	25.0%
36	大阪府	43	4	9%	1	1	25.0%
37	沖縄県	41	17	41%	9	4	23.5%
38	群馬県	35	13	37%	6	3	23.1%
39	北海道	179	152	85%	36	33	21.7%
40	愛媛県	20	14	70%	4	3	21.4%
41	石川県	19	10	53%	2	2	20.0%
42	青森県	40	30	75%	6	5	16.7%
43	栃木県	25	6	24%	4	1	16.7%
44	茨城県	44	11	25%	3	0	0.0%
45	東京都	39	7	18%	1	0	0.0%
46	神奈川県	33	1	3%	0	0	0.0%
47	静岡県	35	7	20%	4	0	0.0%
	合計	1,718	885	51.5%	458	357	40.3%

集落支援員活用事例

■ 新潟県糸魚川市 伊藤 こずえ

職：会社員 活動時期：H28.9～

【活用方法】

- ・各地区に市職員と集落支援員のペアを配置。集落支援員は地区内に存在する様々な団体同士を結びつける役割を果たす。

【活動内容】

- ・「集落カルテ」の作成や、聞き取った課題を担当職員と情報共有
- ・高齢者サロンの開催
- ・高齢者宅の屋根雪除雪の講習会を実施



■ 山形県酒田市 阿部 彩人

前職：地域おこし協力隊員 活動時期：R3.4～

【活用方法】

- ・旧小学校区を単位としたコミュニティ振興会が集落支援員を選考し、市が委嘱。
- ・地域の課題に応じた人材を任用。

【活動内容】

- ・地域おこし協力隊員の時から、地域の話し合いの場に参加。イベントを実施し、地域の活性化に寄与
- ・地区のシンボルの大沢「大」文字の点灯
- ・地元小学生のじゅんさい採り体験の実施



■ 兵庫県朝来市 小島 公明

前職：市役所職員 活動時期：H30.5～

【活用方法】

- ・小学校区単位で市内に設置した地域自治協議会の事務局を担う。

【活動内容】

- ・運営委員会（行政区の区長らで構成）を開催し、各事業の取組状況や地域課題を情報共有
- ・地域自治協議会の活動指針ともなる地域まちづくり計画を改定
- ・ゲストハウスを開設する地域おこし協力隊員を支援



■ 高知県室戸市 川島 尚子

前職：室戸世界ジオパーク推進協議会 活動時期：H29.11～

【活用方法】

- ・地域コミュニティ組織である「集落活動センター」の運営に関わり、イベント等を開催。

【活動内容】

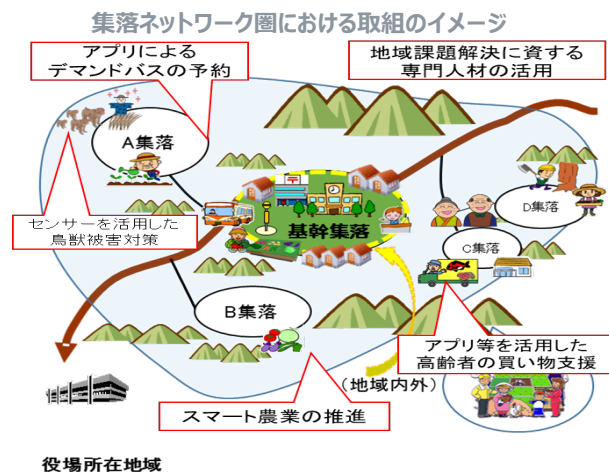
- ・地域訪問を行い、住民の安否確認や避難場所の巡回等を実施
- ・地域カフェを開催し、住民への声かけを実施
- ・地域住民に向けた通信を発行。地域おこし協力隊員や自らの記事を掲載するなど、地域内の情報を共有
- ・地域の特産品や伝統文化を活用した体験プログラムを実施



- 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。
(過疎地域以外の条件不利地域も対象) (定額補助)

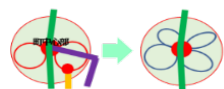


【事業例】佐賀県伊万里市（H29～） 地域公共交通（バス）

黒川町まちづくり運営協議会が主体となり、住民アンケート、住民参加の検討委員会の開催により、

- ① バスの運行形態を見直し
- ② スマホ等で運行状況・乗換案内の確認等ができるアプリの開発

【効果】コミュニティバス利用者数の増加、地域コミュニティ活性化



路線見直しのイメージ



アプリのイメージ



コミュニティバス

2 過疎地域持続的発展支援事業

過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村・都道府県が実施するICT等技術活用事業、人材育成事業を支援。（都道府県は人材育成事業のみが対象）

(市町村：定額補助 都道府県：6/10、1/2補助)

【事業例】熊本県水俣市（R3～） 遠隔診療

水俣市立総合医療センターとへき地診療所、市内医療機関、介護施設等（13箇所）を結んだオンライン診療を実証的に実施。



3 過疎地域集落再編整備事業

過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等の事業に対して補助。
(1/2補助)

4 過疎地域遊休施設再整備事業

過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助。（1/3補助）

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R7当初予算額（案）：400百万円
（R6予算額：400百万円）

- 「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援（特に専門人材や I C T 等技術を活用する場合には上乗せ支援）。

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
 - (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織（地域運営組織等）
 - (3) 対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
 - (4) 交付対象経費の限度額 1,500万円（定額補助）
- 下記事業については、限度額を上乗せ
 - ①専門人材を活用する事業 2,000万円（+ 500万円）
 - ②ICT等技術を活用する事業 2,500万円（+ 1,000万円）
 - ③上記①と②を併用する事業 3,000万円（+ 1,500万円）

【参考】

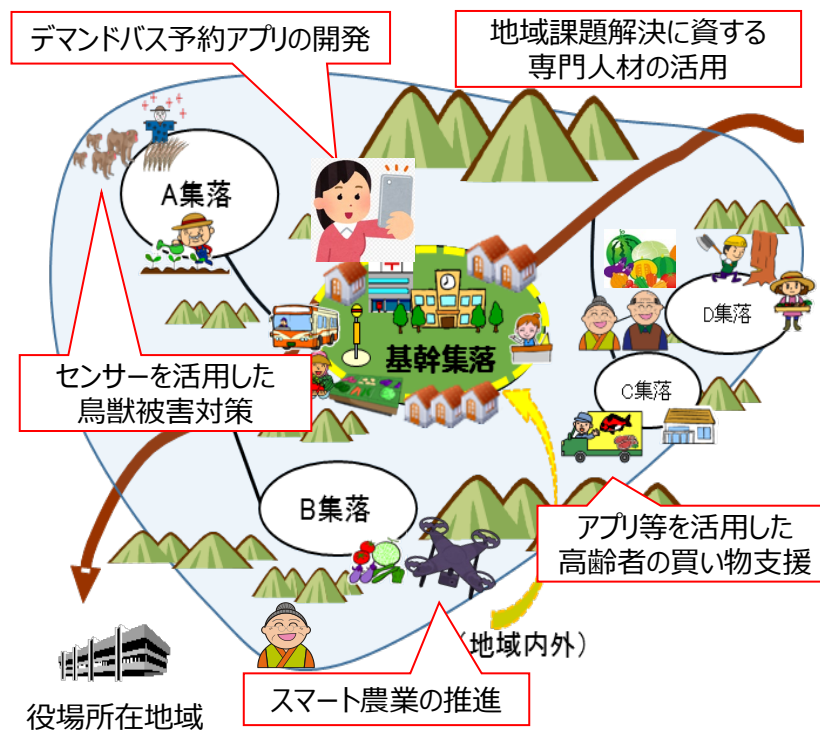
①専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー・事業者 等

② I C T 等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

広島県神石高原町（令和元年度）

挑戦のまち神石高原町
消滅危機をドローンで飛び越えろ！

● 事業背景

- 人口減少等による人材不足により、災害時の緊急対応や日頃の安否確認などが困難な状況にあり、また、集落機能低下なども危惧
- 自主運営組織が主体となり、ドローンの活用による課題解決をめざす

● 取組内容

- 災害前後の状況把握に資する情報収集アプリの開発
- 災害時を想定した配送実証や、目視外、電波途絶環境の実証
- ドローン技術を地域で運用できる人材を育成

● 成果

- 実証事業の範囲を順次拡大（重量物搬送）
- ドローン操縦技術者を育成（5名）
- ドローン技術を用いた起業、ドローンスクールの誘致を実現

● 事業実施者

油木協働支援センター

● 事業費

19,288千円



山形県川西町（令和3年度）

誰ひとり取り残さない
支えあいの地域づくり事業

● 事業背景

- 高齢化等による移動支援対象者の増加や、支援する人材の不足などが課題
- デジタル化による住民同士の相互補完環境の整備をめざす

● 取組内容

- 買い物支援など既存のコンテンツをプラットフォーム化
- 人材研修会の実施
- 電動シニアカーを無料で貸し出し、地域住民の移動支援を試験運用
- 地域づくりにつながるワークショップを開催

● 成果

- プラットフォーム化によるアクセスの利便性向上
- 電動シニアカーの活用による高齢者の移動手段の確保
- 住民から事業提案が出るなど意識向上

● 事業実施者

きらりよしじまネットワーク

● 事業費

11,985千円



鹿児島県鹿屋市（令和3年度）

「学び」を核にした交流による
アンチエイジングなまちづくり

● 事業背景

- 交流拠点がなく、耕作放棄地や空き家の増加など地域資源を生かし切れていないことが課題
- 地域住民が主体的に課題解決に取組み、そこに都市部の若年者層が関わることで持続している地域をめざす

● 取組内容

- 旧小学校に地域交流の拠点を形成
- 体験型教育ツーリズム、地域サポーターバンクのシステム構築
- 耕作放棄地を再生し、収穫体験会や移動式レストランを実施
- DIYにより空き家をコミュニティスペース化

● 成果

- 町内会を越えた住民間交流が活発化
- 空き家1軒のリノベーションに成功

● 事業実施者

菅原地域づくり協議会

● 事業費

24,829千円



- 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、I C T等技術活用事業を支援。

施策の概要

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| (1) 対象地域 | 過疎地域 |
| (2) 事業主体 | ・過疎市町村
・都道府県（人材育成事業のみ） |
| (3) 交付対象経費の限度額 | 2,000万円 |
| (4) 交付率 | ・過疎市町村：定額
・都道府県：1/2又は6/10（※） |

※財政力指数0.51未満の都道府県に限る

(5) 対象事業

● 人材育成事業（過疎市町村、都道府県）

- ・地域リーダーの育成
- ・他地域との交流やネットワークの強化 等

※ 育成すべき人材（地域のリーダー）のイメージ

様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材（横串人材）、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材 等

● I C T等技術活用事業（過疎市町村のみ）

- ・集落等のテレワーク環境整備
- ・オンラインでの健康相談
- ・アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
- ・ドローンを活用した買物等の生活支援
- ・センサーを使った鳥獣対策 等

人材育成事業のイメージ



【実施例】

複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業 等

I C T等技術活用事業のイメージ



【実施例】

A I を活用した自動配車システムの構築、オンラインでの健康相談体制の構築 等

ICTを活用した医療・介護・福祉サービス提供体制構築事業（熊本県水俣市）

事業背景

R5.9時点

- 総面積の75%が山林であり、少子高齢化が進行。水俣病の経験を踏まえ環境に配慮した取組を進めてきた。
- 医療・介護人材の慢性的な不足や居住地域等により発生している医療アクセスの差が課題。

【事業実施主体】 水俣市
【R3交付金活用額】 9,845千円
【R4交付金活用額】 12,527千円
【R5交付決定額】 20,000千円

取組内容

【令和3年度実施した主な事業】

- 水俣市立総合医療センターとへき地診療所及び市内医療機関、介護施設等（13箇所）を結んだオンライン診療を実証的に実施（主に移動困難者を対象）。
- 在宅療養者へのオンライン診療・看護支援を実証的に実施したほか、災害時等の医療インフラ継続について災害時の拠点となる場所での実証。

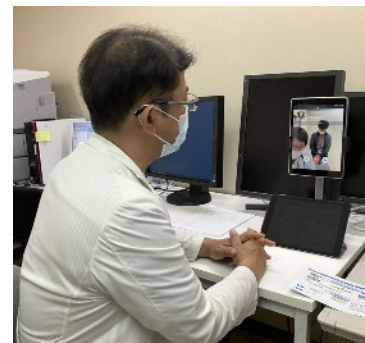
【令和4年度に実施した主な事業】

- 山間地の公共施設に日常的に受診相談でき、処方薬の受け取り拠点ともなる「アクセスポイント」を設置。運用に関する検証を行った。
- 国保水俣市立総合医療センターにおいてオンライン診療を実施する診療科を拡大するとともに、民間医療機関にオンライン診療の導入支援を行い連携を促進した。

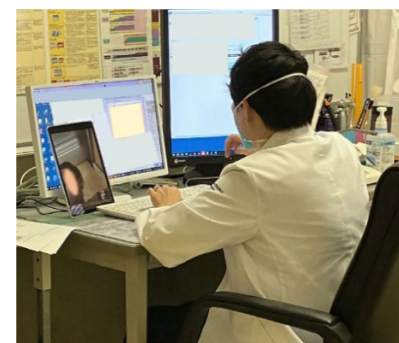
【令和5年度に実施中の主な事業】

- 市の健康・福祉部局、社会福祉協議会等とも連携したアクセスポイントの追加、機能拡充（アクセスポイントまでの移動支援など）に関する検討。
- 高次医療機関とのICTを活用したリアルタイム連携のしくみづくり
- 救急隊とのオンライン連携の検討及び実証 等

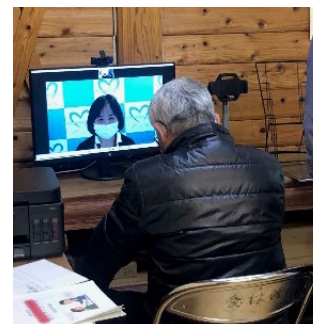
【取組の写真等（R4）】



民間医療機関（協立病院）
とのオンライン連携の様子



総合医療センター外来の
オンライン診療の様子



オンライン受診相談の様子



コミュニティバスでの処方薬輸送・
受取の様子

- 都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援。

施策の概要

（１）事業の種類

① 定住促進団地整備事業

過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

② 定住促進空き家活用事業

過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市町村が実施する住宅整備に対して補助

③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助

④ 季節居住団地整備事業

交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助

（２）実施主体

過疎市町村

（３）交付率

1／2以内

事業のイメージ

定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額
 $3,877\text{千円} \times \text{戸数}$

過疎地域内で定住促進のための住宅団地を造成



定住促進空き家活用事業

交付対象経費の限度額
 $4,000\text{千円} \times \text{戸数}$

過疎地域内の空き家を移住者等への住宅へ改修



定住促進団地整備事業活用事例

- 過疎地域内における定住促進のため、団地内における道路や公園等、生活関連施設に要する土地造成費を補助。
※ 市町村が著しく低い単価又は無償で貸し付ける場合、団地造成費も補助対象。

改修前

例 1 : 鹿児島県曾於市 (R3年度整備)



例 2 : 熊本県相良村 (R4年度整備)



改修後



定住促進空き家活用事業活用事例

改修前

例 1：群馬県南牧村（H31年度整備）

- 村所有の家屋や借り上げた家屋を整備し、移住者に賃貸している。



例 2：和歌山県日高川町（H29年度整備）

- 町が家屋の所有者から借り上げて整備し、移住者に賃貸している。



過疎地域遊休施設再整備事業

R7当初予算額（案）：60百万円
（R6予算額：60百万円）

- 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援。

施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

（１）事業主体

過疎市町村

（２）交付対象経費の限度額

60,000千円

（３）交付率

1／3以内

事業のイメージ



NPO法人南外さいかい市（秋田県大仙市）

令和6年過疎地域持続的発展優良事例表彰

総務大臣賞

秋田県大仙市

なんがい
NPO法人南外さいかい市

地域のことは自分たちで！



店舗前に集まったスタッフ、現在は30人を超える

審査講評

評価のポイント

▶「買い物」は生きる喜びであり命をつなぎ、暮らしの安全網となる。無医地域・デイケア閉鎖やスーパーの撤退、ライフライン縮小の危機意識を抱えながら、自らが元気に「今」のうちに、持続可能な仕組みづくりを模索する。「まずはやってみる」で得たデータをもとに計画行動する。Design・OODAの実践の場。

審査委員のコメント

見守られながら、生涯自宅で暮らせる喜び

「将来の心配をする前に、まず行動する」をモットーにするリーダー、その熱量に引き寄せられ協働する時給125円の熱意ある方々。個々人の地域への投資は「利他」と「利自」を両立する。一石二鳥となるプロジェクト立案思考、よその人の手を借りず、自分たちでできることを深め持続可能な取り組みにする思考、「稼いで回す」という意識が、多くの人との「開いた関係」を構築している。自分も楽しい。自分も安心。「自分も」を基軸にしながらその先の「みんなの幸せ」と「生きる楽しさ」を中心に据えた取り組みに、地域投資の在り方の可能性を感じ、幸せな人生（高齢者でも自由で自分らしく生きる）の実現の一助となると期待・応援している。美味しい製品や農産物を地域外の消費者へ届け、売上向上し、循環・持続できる仕組みを大仙市や支所含めて構築することを期待する。

取組の概要

地元唯一のスーパーの廃業で買い物に苦勞していた高齢者を支援しようと、食料品や日用雑貨等を店舗での対面販売や移動販売車による巡回販売で提供している。移動販売車には保健師が同乗し、高齢者の見守りや健康相談も実施。空き家を改修した施設で菓子や漬物を製造し、地域のイベントで販売している。

さらに、高齢世帯向けの昼食付きサロン事業や、地元中学生とのコラボ（地域イベントでの物販スペースの合同運営）など、住民間交流の機会も創出している。



高齢者の買い物支援と見守り活動として実施している移動販売



市主催の移住者交流イベントを支援



地元の高齢者を対象に買い物バスツアーを企画・実施



市・社会福祉協議会との共催で世代間交流事業としてeスポーツサロンを実施

取組のKEY PLAYER



加賀 正夫さん
[NPO法人南外さいかい市理事長]



佐々木 繁雄さん
[NPO法人南外さいかい市事務局長]

「まずはやってみる！」を大事に仲間とともに課題解決に取り組む。

「南外さいかい市」は、市町村合併前から村おこしイベントの運営を通じて親交を深めていた仲間たちとともにつくったグループで、地域住民の買い物支援を中心に、地域の課題を自分たちの身の丈に合ったやり方で解決しようと日々奮闘しています。

新たな取り組みとして地元の高齢者を対象に、南外さいかい市店舗付近から市中心部の医療機関や商業施設までの移動支援サービスをスタートさせました。利用者の送迎先で出張販売を実施したところ、地産の野菜や自家製のお菓子などの売り上げが好調で、手応えを感じています。

今後は地元高齢者に対する買い物支援の維持継続を優先しつつ、地域住民の居場所づくりにも積極的に貢献したいと考えています。

審査による現地調査でのヒアリング対象者

加賀 正夫さん [NPO法人南外さいかい市理事長] / 佐々木 繁雄さん [NPO法人南外さいかい市事務局長]

- 地域運営組織
- 地域おこし協力隊がSNSによる情報発信をサポート
- 過疎地域自立活性化推進交付金を活用
 - ・ 買物支援（移動販売車購入、整備等）
 - ・ 地域の見守り・健康づくり（血圧計・体組成計購入等）
 - ・ 特産品開発（製造所改修、人材育成等）

特定非営利活動法人ほほえみの郷トイトイ（山口県山口市）

- 地域運営組織
- 地域おこし協力隊が運営支援
- 過疎地域持続的発展支援交付金を活用
 - ・多世代交流サロン、ケータリング・デリバリーサービス等に活用するキッチンカーを購入

優秀賞

令和5年ふるさとづくり大賞



地域ニーズに基づいたソーシャルビジネス確立による持続可能な地域運営

特定非営利活動法人ほほえみの郷トイトイ

DATA

事 例 名：特定非営利活動法人ほほえみの郷トイトイ
所 在 地：山口県山口市阿東地福上1886-1
連 絡 先：TEL 083-952-1800
FAX 083-952-1800
E-mail hohoeminosato@gmail.com
ホームページ: <https://jifuku-toittoi.com>

取り組みの概要

地区内唯一のスーパーが撤退後、地域の活力低下や住民同士の関係悪化等への不安を、将来構想の共有により解消。その後、ミニスーパー併設の地域拠点を開設して以降、「地域の絆でつくる笑顔あふれる安心の故郷づくり」をキャッチフレーズに、地域の声を丁寧に集めながら、自ら出向く移動販売事業等の「共感」と「思いやり」を基本にした各種の事業を順次開始。現在は、人口減少下での地域コミュニティの再構築に向けた取り組みも展開中。

評価された点

- 交流の場の確保によって地域の結束力の向上に寄与しており、さらに移動販売などにもチャレンジしている点を評価。
- スーパーの撤退という地域衰退の悪循環が始まりかねない出来事に対し、将来構想の共有や新拠点でのつながりの復活といった「安心」を大切にしている点を評価。
- 住民が主体となって将来ビジョンを描きながら地域の課題解決に取り組んでおり、自主性、協働性を高く評価。地域に集いの場を作るだけでなく、ミニスーパーを併設して集まる理由を創出している点など、住民のニーズをうまく捉えている。

- 地域の方々が力を合わせて、課題を一つずつ解決しながら、高齢者や地元の人々の生活をしっかりと支援している点を評価。
- 移動販売から、総菜加工、工房、介護予防等、拠点づくりと並行して事業が進んでいる。過疎地域におけるコミュニティ維持にとって、一つの方向性を示した取り組みである。また、継続的に新しいことにチャレンジしている力も評価。
- 住民の協力により、移動販売をはじめとする事業展開を図るとともに、多世代交流など活性化に向けた多様な交流の機会を創出している点を評価。

取り組みのプロセス

取り組みを実施するに至った要因・背景や地域課題
その取り組みを実施するに至った要因・背景や地域課題について記載。

行政や外部からの支援
行政や外部からの支援などについて記載。

きっかけ

2010年～

・地区内唯一のスーパーが撤退し、地福地域づくり協議会を中心に課題解決に取り組む。

・地域コミュニティの低下。
・住民の不安増大。

2011年～

地福ほほえみの郷運営協議会を発足
・地福ほほえみの郷構想（地域の将来構想）を策定。
・地域拠点を中心とした新たな地域の仕組みづくりに着手。

・拠点等が集まる地域の声への対応。

2012年～

地域拠点ほほえみの郷トイトイを開設
・地区住民全戸が寄付。・ミニスーパーと交流スペース。・野菜出荷のしくみ。

・移動販売等で集まる地域声への対応。

2013年～

・移動販売事業。
・総菜加工
トイトイ工房。

・NPO法人化、
トイトイ工房統合。

・トヨタ財団。

2014年～

・カフェスペース。

・介護予防事業
「元気いきいき広場」。

・子育て世代の地域外転居。
・高齢者等の移動に対する不安等の顕在化。

2015年～

・認知症カフェ。
・空き家活用PJ（～2018年）。

・地域食堂。

・トヨタモビリティ基金。

2016年～

・地域に合った移動のしくみ検討。
・移動販売車の増台。

・企業との連携による地域課題解決。

・コロナ禍でコミュニティが希薄化。
・高齢者等はフレイルの懸念。

2017年～

・キッチンカー巡回サロン。
・地域の持続性（コミュニティの再デザイン）検討着手。

・過疎地域持続的発展支援交付金
・JANPIA

2018年～

2019年～

2020年～

2021年～

2022年～

今後の展望

- ・若者の地域外流出抑制に向けた仕事の創出（ソーシャルビジネスの定着）。
- ・子育て世代等の移住定住促進に向けたワンストップ相談窓口の開設（物件に加え、仕事・子育て情報等）。
- ・企業と連携した地域内の「ヒト」「モノ」の移動の最適化の実現。

受賞者のコメント

「地域の絆でつくる笑顔あふれる安心の故郷づくり」をキャッチフレーズに地域のみなさんと共に取り組んできたことが、評価され大変ありがたく感じています。これまで地域課題をきっかけに地域の将来ビジョンを描き少し

ずつ歩みを進めてきました。今後さらに人口減少が進む中、未来へのモチベーションを持ちコミュニティを核とした新たなチャレンジを進めていきたいと考えています。今回の受賞が地域の自信となりさらなる活力になることを期待しています。

吉島地区交流センター（山形県川西町） 1 / 2

- 地域おこし協力隊を活用
- 過疎地域持続的発展支援交付金を活用
 - ・買い物支援など既存のコンテンツのプラットフォーム化、電動シニアカーの貸し出し、人材育成の研修会などを実施

○地区の公民館運営組織（社会教育振興会）を再編した「NP0法人きらりよしじまネットワーク」が、地域運営組織として「吉島地区交流センター（旧地区公民館）」の指定管理業務を受託し、交流センターを拠点として公民館機能の継続と地区内の各種課題解決事業を展開。

○ワークショップによって住民のニーズ把握と“わがごと化”を図り、各種事業を5年の地区計画に基づく徹底した進行管理の下で実施。

○地域の若者を事務局運営に巻き込むことで、地域課題の解決手法を学ばせるとともに、将来の指導者としての育成も計画的に行う。

地域概況

- 人口2,200人、724世帯、高齢化率40.1%（R4）
- 川西町の中心部から約6km、車で約10分
- S30に川西町となる前の旧吉島村を区域とし、現在は1つの小学校区で、22の自治会で構成
- 合併当時から人口が半減

町の地域コミュニティ政策

- 従来、各地区の地域活動は自治会長連絡協議会と社会教育振興会が中心となって展開
- H14に町の行財政改革によって地区公民館を公設民営化
- H18から全7地区の地域運営組織の形成に着手
- 地区計画の策定と実行による住民主体の地域づくりを推進
- H21より地区公民館を交流センターとし、各地区の地域運営組織に指定管理業務を委託

取組内容

地区計画に基づく活動の展開

- 課題解決分野ごとに4つの部会を設け、地区計画に位置づけた事業を割り当て、各部会運営を既存の団体が担当する形で一体的に事業を展開。

コミュニティビジネスの支援

- 地区内の農作物を活用した地域食堂「まんま屋」を運営し地域の高齢者3人を雇用している。若手農家で構成する「農道百笑一揆」が、地域外のイベント時等に販売・PR面で連携。
- 女性の起業支援として、弁当・惣菜加工所の2ヶ所の事業化を立ち上げから自立までを支援。

自治部会

- ・自主防災組織事業
- ・よしじまっ子見守り隊
- ・地域交流事業
- ・農都交流事業
- ・若者活動活性事業 など

環境衛生部会

- ・環境保全事業
- ・緑化推進事業 など

教育部会

- ・家庭教育学級
- ・青少年健全育成事業（わんぱくキッズスクール）
- ・再チャレンジ塾事業
- ・講習研修事業
- ・各種スポーツ事業 など

福祉部会

- ・敬老会事業
- ・よしじま燦爛塾事業
- ・見守り・生活支援事業
- ・児童クラブ事業 など

地域包括ケア事業の展開

- 高齢者や要援護者の生活を支援するための見守り活動や支援チケット（500円/0.5h）の販売、移動販売や居場所づくり、児童クラブでの子ども食堂を展開。

運営体制

事務局スタッフは
常勤6名、非常勤36名
(平均35歳)

組織は4部会制で、
各部会にマネージャー
を配置



主な国の支援策

- ・地域運営組織による総合生活支援サービスに関する調査研究にかかるモデル事業（総務省、H25）
- ・過疎地域持続的発展支援交付金（総務省、R3～）

きっかけ

- ・ H13に、川西町が行財政改革として地区公民館の公設民営化を決定。
- ・ 人口減少や高齢化により、自治会をはじめ各種団体の活動が停滞。

制度の見直しをチャンスと捉える

①地区公民館の指定管理業務の受託【H14】

- ・ 地区公民館の非常勤事務局 6人で、公設民営化について町からの条件を精査しながら深く議論。
- ・ H14から社会教育振興会が吉島地区公民館の指定管理業務を受託し運営開始。



- ・ 各自治会の事業縮小、参加者の固定化など、引き続き課題が残る。

時間をかけて
“わがごと化”

②組織のあり方と計画の検討【H16~18】

- ・ 既存の組織では、主体性や当事者意識が芽生えにくいことを問題視し、各種団体合同総会により、下記事項を決定。

- 3年後に機構改革をして法人格を取得すること
- 住民同士の話し合いを通じて地区計画を策定し、合意形成・周知を図ること

- ・ 準備委員会・策定委員会にて、住民ワークショップを繰り返し、住民に経過を伝えながら、機構改革を進め、計画を策定。

今後の展望

- ・ 若者や高齢者が活躍し暮らし続けられる地域づくりと活動の原動力である壮年層による第二の青年団づくりを推進。
- ・ 実践経験を県内や全国に普及し、交流と学びの場を拡充。
- ・ 若者が暮らし続けられるよう、企業や基幹産業をつなぎ、住民の所得や雇用の拡大を図る。

- ・ 徹底したPDCAサイクルで事業の自己評価・診断を行い、未達理由や改善点を洗い出し、すぐに対策を展開。

- ・ H21に、地区公民館が交流センターとなり、活動の幅が広がる。

若者を積極的に巻き込み将来の担い手も育成

④各種事業の着実な展開【H19~】

- ・ 策定した計画に基づき、事業評価等も導入。決定事項を着実に展開できる体制を整備。また、将来の担い手を育成しながら、徹底した進行管理により事業を展開。

○人材育成

- ・ 各自治会から推薦された若者(1~2名)が事務局で地域活動に従事(2年間)。
- ・ 課題解決の手法など、仕事や生活にも役立つスキルを習得。
- ・ 若者に対し、将来、地域の指導者になる道筋と目標を明確に提示。



③NPO法人の設立【H19】

- ・ 以下の理由からNPO法人を選択。
 - 国や自治体から認証を受けて、行政と対等にパートナーシップを組むため
 - 契約主体となり、資産の管理や事業の担い手となるため
- ・ 自らの責任で計画し実践できるよう、地域を経営し、行政と対等の協働を実践。



あば村運営協議会（岡山県津山市） 1 / 2

- 優良事例表彰受賞
- 地域運営組織
- 地域おこし協力隊活用
- 過疎地域自立活性化推進交付金を活用（H28）
 - ・ガソリンスタンドの拠点整備、購買店の整備、あば村ブランド開発・流通、ツーリズムのプランの作成 等

○「あば村運営協議会」が複数の実行組織と連携して、地域住民の生活を支える施設群（商店・ガソリンスタンド、農産物加工施設、温泉・交流館）を運営するとともに、地域住民の移動手段の確保のための公共交通空白地有償運送事業を実施。

○「あば村運営協議会」のもと、各実行組織が事業内容や実施方法を決定することで、地域課題に迅速かつ柔軟に対応した事業を展開。

地域概況

- 人口417人、182世帯、高齢化率48.4%（R2国勢調査）
- 津山市街地へは車で約1時間、直通のバスはなく、途中の加茂支所での乗り換えが必要
- 阿波地区は旧阿波村を範囲とし、H17に津山市に編入合併
- 地区内の幼稚園はH25に休園、H26には小学校が閉校
- 地区唯一の商店とガソリンスタンドはH26に撤退
- H27には市役所支所も規模縮小となり、生活サービス水準が大幅に低下

市の地域コミュニティ政策

- H20から、行政との協働により地域課題の解決や活性化に取り組む「住民自治協議会モデル事業」を展開

取組内容

商店・ガソリンスタンドの運営

- 「合同会社あば村」が、日用品等を販売する商店とガソリンスタンドを運営。商店は、住民が野菜等を委託販売できるとともに、交流の場としても機能。
- 移動販売による買い物支援も実施。



農産物加工施設の運営

- 津山市が旧小学校を改修した農産物加工施設を、「一般財団法人あばグリーン公社」が運営。
- 地域の加工グループが農産物加工品を製造・販売。



あば温泉・交流館の運営

- 「阿波施設運営共同事業体」が、市から指定管理業務を受託して、温泉施設と食堂を併設した宿泊施設（あば温泉・交流館）を運営。



公共交通空白地有償運送の実施

- 「NPO法人エコビレッジあば」が、H24に福祉有償運送から切り替え公共交通空白地有償運送を実施。
 - ・月に約100人が利用



運営体制

- ・それぞれの実行組織が各部を担い、異なる分野同士の事業を複合させながら、各拠点施設を運営。



主な国の支援策

- ・農山漁村振興交付金（農林水産省、H28～30）
- ・過疎地域等自立活性化推進交付金（総務省、H28）
- ・SS過疎地対策検討支援事業（経済産業省、H30）
- ・農山漁村振興交付金（農林水産省、R1～R3）

きっかけ

- ・ H17に、阿波村が津山市に編入合併され、その後、人口が急速に減少。
- ・ H20に、津山市が「住民自治協議会モデル事業」のモデル地区を募集。

- ・ 連合町内会阿波支部で「阿波まちづくり協議会」を設立し、津山市のモデル事業を実施。

H23以降、のべ36世帯76人が移住・Uターン(R2)。

今後の展望

- ・ 取組を広く発信し、外部との交流を進めることで移住・定住の拡大を目指す。
- ・ 「地域総合商社」的役割を担うよう、小水力発電事業などの事業を展開。

①エコビレッジ阿波推進協議会の設立【H23】

- ・ 阿波まちづくり協議会が中心となって地域の将来像について話し合い、「エコビレッジ阿波構想」を策定。
- ・ 推進母体として「エコビレッジ阿波推進協議会」を設立し事業を展開。

- ・ ゴミ減量などの環境率先行動
- ・ アヒル農法の実証実験
- ・ 木の駅プロジェクト（間伐材を燃料）
- ・ 公共交通空白地有償運送事業（NPOを結成）



④農産物加工施設の運営【H29】

- ・ 一般財団法人あばグリーン公社が運営し、加工グループが生産事業を展開。
- ・ 昔ながらの食・暮らしを「あば村ブランド」としてブランド化。



施設のあり方に関する議論【H24～26】

- ・ 撤退や規模縮小が進む公共・公益施設のあり方を、市職員が主導して、地元団体・個人や専門家で議論。

・ H25に幼稚園が休園。

・ H26に小学校が閉校、JAの店舗とガソリンスタンドも撤退。

新たな地域づくりを内外に宣言

②あば村運営協議会の設立【H26】

- ・ エコビレッジ阿波推進協議会を基に「あば村運営協議会」を設立し、自らの手で新しい村をつくる決意として「あば村」を宣言。
- ・ 5つの部を設置し役場の組織を模した「あば村」を運営する体制を構築。
- ・ 特に、移住者の確保に向けて、地域情報を発信するとともに、空き家調査を行って「津山市住まい情報バンク」に積極的に登録。



③あば商店の運営【H26】

- ・ 合同会社あば村を設立して、店舗とガソリンスタンドを運営し、事業を組み合わせることで収益性を向上。
- ・ 地域生活支援と見守りのプラットフォームとしての機能も発揮。



一般社団法人かわかみらいふ（奈良県川上村） 1 / 2

- 優良事例表彰受賞
- 地域おこし協力隊活用
- 過疎地域自立活性化推進交付金を活用（H28）
 - ・移動スーパー、宅配、コミュニティカフェ、訪問見守り、出張診療等

○川上村が中心となって設立した「一般社団法人かわかみらいふ」が、「川上村ふれあいセンター」の指定管理業務を受託して、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、移動スーパー、コープ宅配代行、カフェ運営、出張診療所など、各種生活サービスを提供。

○川上村ふれあいセンターでの各種事業と、廃業を機に村に寄付されたガソリンスタンドを併せて運営することで、若者の雇用を創出するなど地域内の経済循環を高めながら、村民の暮らしを互いに支え合い続けられる仕組みを構築。

地域概況

- ・人口1,156人、625世帯、高齢化率56%（R2国調）
- ・奈良県南東部、吉野川（紀ノ川）の最上流部に位置
- ・鉄道駅からのバスは1日4往復（休日運休）、所要約50分
- ・山林が約95%を占め、吉野杉の産地として栄え、水源地の森として保全
- ・若者の転出に加えその親が呼び寄せられる形で人口が減少
- ・高度成長期以降、村内の生活サービス施設が徐々に廃業

取組内容

川上村ふれあいセンターの運営

- 川上村から「一般社団法人かわかみらいふ」が指定管理業務を受託して運営。
 - ・図書館分室やコミュニティの自主活動の場の提供
 - ・コミュニティカフェの運営
- 出張診療・地域包括ケアの拠点にもなっている。



ガソリンスタンドの運営

- 廃業後に川上村が引き継いだガソリンスタンドを「一般社団法人かわかみらいふ」が指定管理業務を受託して運営。
- 村民限定サービスによる収益の還元や事業用燃料販売等により、従来、村外に流出していたお金を地域内で循環させることを意識して事業を展開。

移動スーパーの運営・コープ宅配代行

- 隣町にあるスーパーと連携し、食料品などを移動販売車「かわかみらいふ号」で巡回販売。
- コープの宅配も代行し、日用品や生活雑貨などを中心に戸別宅配を実施。

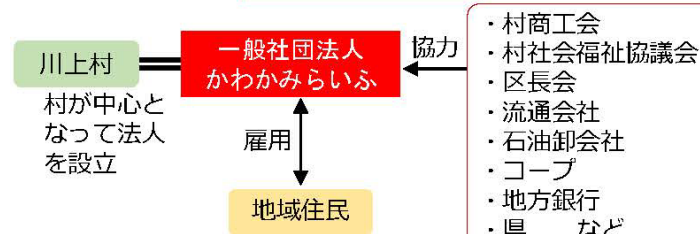
訪問見守り・お助け事業の運営

- 移動スーパーに看護師等が同行し、高齢者等への声かけ・見守り、生活サポート等を実施。
- 移動スーパーの営業場所で、雪かきや健康教室など、集落の主体的な活動が始まる。

村の地域コミュニティ政策

- ・H28に、移住・定住促進策として、特に東部地域での日常生活の不便さの解消に向けて、村が中心となって「一般社団法人かわかみらいふ」を設立

運営体制



主な国の支援策

- ・地方創生加速化交付金（内閣府、H28）
- ・過疎地域等ネットワーク圏形成支援事業（総務省、H28）
- ・石油製品流通網再構築実証事業（経済産業省、H29）
- ・過疎対策事業債（総務省、H30）

きっかけ

- ・若者の転出に加え、その親が高齢になると子どもに呼び寄せられる形で人口が減少。
- ・村内の生活サービス施設が軒並み廃業。

- ・川上村が役場職員を派遣し、組織設立と運営を支援。

- ・H25から川上村役場の若手職員が移住・定住促進プロジェクトとして、「小さな拠点」の整備による村民生活サポートについて提案し、「川上村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点事業に決定。

- ・H27に川上村が、「小さな拠点」の整備と運営に向けて、住民や関係団体等による一般社団法人の設立を決定。
- ・住民に十分に事業について理解してもらえるよう、役場職員が各集落で説明と意見交換を繰り返し実施。

住民生活のために事業を発展

今後の展望

- ・住み続けられる仕組みづくりとして、買い物支援以外のサービスや高齢者の生きがいがづくりに取り組む。
- ・村民ひとり一人の生きがいと役割づくりを進め、地域で支え合うコミュニティを支援。

③地域課題解決事業の拡大【H29～】

- ・展開中の事業について、さらに住民へのサービスの向上を図るため、実施方法を改良・充実して展開。

- H29に、移動スーパーに看護師が同行して高齢者の見守り機能を強化。
- H30に、村の東部地区限定だった宅配代行の範囲を村全域へ拡大。
- R3に、ニコニコ号による地域公共交通利用サポート。



①一般社団法人かわかみらいふの設立【H28】

- ・川上村が中心となって一般社団法人かわかみらいふを設立。川上村ふれあいセンターの指定管理業務を受託するなど各種生活サービスを展開。

「かわかみらいふ」の実施事業

- 移動スーパー、宅配代行：商品宅配時に、高齢者などに声かけ・見守りを併せて実施
- コミュニティカフェ：住民の交流の場
- 健康づくり：医師・看護師の出張診療や保健師らの健康教室を展開



地域内経済循環を高める

②ガソリンスタンドの継業【H29】

- ・H28に、住民、県・村、業界団体、石油類販売企業等による国内初の協議会を設置し、事業継承や村の生業づくりの仕組みの検討とガソリンスタンドの整備を実施。
- ・ガソリンスタンドは、廃業した経営者から川上村が寄付を受けた後、一般社団法人かわかみらいふが指定管理業務を受託。
- ・若者らの雇用を創出するとともに、収益をサービスの向上に活用することで地域の経済循環を高めている。



人口減少地域における買物サービスの確保のための地域と民間事業者の連携に関する調査研究事業

人口減少地域における買物サービスの確保に向けて、移動販売などを地域と民間事業者が連携して実施する取組について、調査研究を実施

<現状と課題>

- 人口減少に伴う、商店の閉店等により、地域住民の日常の買物の機会の確保が課題となってきた
- 一方、このような課題に対応するため、移動販売などを地域と民間事業者が連携して実施する取組が出てきている
- 今後も人口減少が見込まれる中、地域住民・地元自治体と民間事業者が連携した買物サービスの効果的な普及・展開を図る必要がある

<事業概要>

- 地域と民間事業者が連携した先進事例を調査研究
 - ・地域住民・地元自治体と民間事業者が連携した事例を調査
 - ・民間事業者のビジネスモデルや課題を調査

など

- 地域と民間事業者が連携した取組の見える化
- 地方自治体や地域運営組織等への情報提供、普及・展開

<地域と民間事業者が連携した取組事例>



移動販売・宅配事業の取組

地元住民を社員とする一般社団法人が、

- 地元スーパーと連携して、販売代行による移動販売を実施
- 民間事業者と連携して、宅配事業を実施（地域で整備した拠点倉庫に配送された商品を配送代行により個配）

店舗設置の取組

国交付金を活用して村が整備し、地元三セクが指定管理を行う道の駅に、

- テナントとして、地元スーパーを誘致して店舗を開設（テナント料として使用料を徴収）
- 当該スーパーは、村からの補助金を受けて、買物バスを運行

令和7年度 全国過疎問題シンポジウム 2025 in とっとり

1 趣旨

- 過疎地域のさまざまな取組について、更なる議論を深めるとともに、全国の優れた取組にふれ、参加者相互の交流を図るなど、人と人とのつながりを通じて将来に向けた取組を考える契機とする。

2 主催

- 総務省
- 全国過疎問題シンポジウム実行委員会
(鳥取県、一般社団法人全国過疎地域連盟、鳥取県地域振興対策協議会)

○令和7年度の開催内容

10月30日(木)・・・全体会

- ・開会式、令和7年度過疎地域持続的発展優良事例表彰式
- ・基調講演
- ・パネルディスカッション
- ・次期開催県挨拶

10月31日(金)・・・分科会

- ・第一分科会 **(智頭町)**
旧山郷小学校にて事例発表会・現地視察
- ・第二分科会 **(大山町)**
大山農村環境改善センターにて事例発表会・現地視察
- ・第三分科会 **(三朝町・湯梨浜町)**
現地視察

全国過疎問題シンポジウム 2025 in とっとり

世代を超えて安心して住み続けられるふるさと
～自然・人・活力とともに～

開催日

10月30日(木)～10月31日(金)

1日目 全体会・交流会：鳥取市

2日目 分科会・現地視察：智頭町・三朝町・湯梨浜町・大山町
(以下3地域(4町))

【三朝町・湯梨浜町】

【智頭町】



三佛寺 投入堂
(さんぶつじ なげいれどう)



東郷湖(とうごうこ)



石谷家(いしたにけ)住宅



【大山町】



大山(だいせん)